

函館市観光基本計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市観光基本計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、学識経験者、関係団体、市民等の意見の反映と計画の検討に資するため、函館市観光基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、市が指定する者および公募による市民の計11人以内をもって組織する。

2 委員のうち公募委員は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第3条 委員の任期は計画の策定までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 市長は、必要に応じて委員会に専門部会を置くことができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、観光部観光企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、その都度委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。